

規制対象事項チェックリスト

132 乾燥設備（熱源を用いて加熱乾燥する乾燥室および乾燥器）

1. 乾燥設備の外表面が不燃性の材料で造られている。
2. 乾燥設備の外表面が不燃性の材料で造られている。内面、内部の棚、わく等は不燃性の材料で造られている。
3. 液体燃料または可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備は、点火の際の爆発または火災を防止するため、燃焼室その他点火する箇所を換気することができる構造となっている。
4. 乾燥設備の内部は、掃除のしやすい構造となっている。
5. 乾燥設備ののぞき窓、出入り口、排気孔等の開口部は、発火の際、延焼を防止する位置に設け、かつ、必要があるときに直ちに密閉できる構造となっている。
6. 乾燥設備には、内部の温度を随時測定することができる装置および内部の温度を安全な温度に調整することができる装置を設け、または内部温度を自動的に調整することができる装置を設けている。
7. 危険物乾燥設備以外の乾燥設備の熱源として直火を使用するときは、炎またははね火により乾燥物が燃焼することを防止するため、有効な覆いまたは隔壁を設けている。
8. 乾燥設備の附属電気設備については、専用のものを使用している。
9. 液体燃料または可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備を使用するときはあらかじめ燃焼質等の点火する箇所を換気してから点火している。
10. 乾燥設備に近接した箇所には、可燃性の物を置いていない。
11. 乾燥設備は、熱源として燃料を使用するものまたは熱源として電力を使用するものであって、イ 固体燃料を消費するものにあつては、最大消費量が毎時 10 キログラム以上、ロ 液体燃料を使用するものにあつては、その最大消費量が毎時 10 キロリットル以上であるもの、ハ 気体燃料を使用するものにあつては、その最大消費量が毎時 1 立方メートル以上のもの、ニ 電力を使用するものにあつてはその定格消費電力が 10 キロワット以上のものであり、乾燥設備作業主任者を選任している。
12. 選任した作業主任者を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知している。
13. 乾燥設備およびその附属設備については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を行いその結果を記録し 3 年間保存している。